

月額所得の計算方法

A 給与所得金額の計算方法

給与所得の場合は、税込年収（又は年間推定収入金額）を下記の表により所得金額に置き換える計算をしてください。

年間総収入（税込）金額	年間総所得金額の算出式	年間総所得金額
651,000円未満	年間総所得金額 = 「0」円	円
651,000円以上～1,619,000円未満	年間総収入（税込）金額 - 650,000円 = 年間総所得金額	円
1,619,000円以上～1,620,000円未満	年間総所得金額 = 「969,000」円	円
1,620,000円以上～1,622,000円未満	年間総所得金額 = 「970,000」円	円
1,622,000円以上～1,624,000円未満	年間総所得金額 = 「972,000」円	円
1,624,000円以上～1,628,000円未満	年間総所得金額 = 「974,000」円	円
1,628,000円以上～ 1,800,000円未満	まず、次の通り端数整理します。 (7) 年間総収入（支払）金額 ÷ 4,000円で算出した答の小数点以下を切り捨てる。	円
1,800,000円以上～ 3,600,000円未満	左のとおり端数整理した年間総収入（税込）金額 × 0.6 = 年間総所得金額	円
3,600,000円以上～ 6,600,000円未満	次に(イ)で算出した金額を右の計算にあてはめてください。	円
6,600,000円以上～10,000,000円未満	左のとおり端数整理した年間総収入（税込）金額 × 0.7 - 180,000円 = 年間総所得金額	円
	左のとおり端数整理した年間総収入（税込）金額 × 0.8 - 540,000円 = 年間総所得金額	円
	年間総収入（税込）金 × 0.9 - 1,200,000円 = 年間総所得金額	円

端数整理の計算例

$$\frac{2,671,666 \text{円 (年間総収入金額)}}{4,000 \text{円}} = 667.9165 \rightarrow 667 \times 4,000 = 2,668,000 \text{円}$$

(切り捨てる。)

B 事業所得金額の計算方法

$$\boxed{\text{年間総収入金額} - \text{税法上の必要経費}} = \text{年間総所得金額 B}$$

C 公的年金所得金額（雑所得）の計算方法

区分	年間総収入（税込み）金額	年間総所得金額の計算式
65歳未満の人	0円から 700,000円まで	年間総所得金額 = 0円
	700,001円から 1,299,999円まで	年間総所得金額 - 700,000円
	1,300,000円から 4,099,999円まで	年間総所得金額 × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	年間総所得金額 × 0.85 - 785,000円
65歳以上の人	7,700,000円以上	年間総所得金額 × 0.95 - 1,566,000円
	0円から 1,200,000円まで	年間総所得金額 = 0円
	1,200,001円から 3,299,999円まで	年間総所得金額 - 1,200,000円
	3,300,000円から 4,099,999円まで	年間総所得金額 × 0.75 - 375,001円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	年間総所得金額 × 0.85 - 785,001円
	7,700,000円以上	年間総所得金額 × 0.95 - 1,566,001円

(注) 1 勤務月数又は営業月数が12月に満たない場合は14ページ(ウ・エ)の算式により、推定年間総収入(所得)金額を計算してください。
2 円は、所得者が複数の場合にあってはめて計算してください。

D 控除金額の計算

控除種別	控除対象者	控除金額
一般控除	ア 同居扶養控除	申込者本人を除く、同居（又は同居しようとする）親族及び遠隔地扶養親族（注） 380,000円 × 人 = 円
特別控除	イ 老人扶養控除	扶養親族（注）のうち年齢70歳以上の人 100,000円 × 人 = 円
	ウ 老人控除対象配偶者控除	控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の人 250,000円 × 人 = 円
	エ 特定の扶養控除	扶養親族（注）のうち年齢16歳以上23歳未満の人 270,000円 × 人 = 円
	障害者控除	申請者本人、同居（又は同居しようとする）扶養親族及び遠隔地扶養親族（注）のうち ア 精神障害指定医などから中度・軽度の知的障害者と判断された人 イ 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人 ウ 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 エ 戦傷病者手帳の交付を受けている人でカ（特別障害者控除）のオに該当しない人 オ 年齢65歳以上で障害の程度がア・ウと同程度であることが福祉事務所の認定書を交付されている人 270,000円 × 人 = 円
	オ	
	カ	申請者本人、同居（又は同居しようとする）親族及び遠隔地扶養親族（注）のうち ア 精神疾患の状況にある人 イ 精神保健指定医などから重度の知的障害と判断された人 ウ 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている人で1級の人 エ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 オ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、特別項症から第三項症までの人 ○ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人 ○ 常に就床を要し複雑な介護を要する人 ○ 満65歳以上で障害の程度がア・エと同程度であることの福祉事務所の認定書を交付されている人 400,000円 × 人 = 円
	キ 寡婦控除	所得者本人で ア 夫と死別してから婚姻していない人か夫の生死不明な人で500万円以下の所得の人 イ 夫と死別し又は離婚してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人で扶養親族等（注）等のある人 270,000円 × 人 = 円
	ク 寡夫控除	所得者本人で妻と死別し若しくは離婚した後婚姻していない人又は妻の生死が不明な人で、現に生計を一にする子がいる人（所得金額が38万円以下のもので他の控除対象配偶者又は扶養親族（注）でない者）を有し500万円以下の所得の人 270,000円

